

起業・創業の相談は江南商工会議所へ！

江南市「特定創業支援事業」をご利用ください **無料**

江南市の特定創業支援事業

- 江南商工会議所で創業や経営についての相談ができます。
- さらに、継続的な相談で創業のノウハウが得られると…



税金や融資、補助金の優遇支援が受けられます。

優遇支援を受けるには、1ヶ月以上の期間で4回以上の相談をして経営などの知識を習得し、市役所で証明書の交付を受ける必要があります。

対象は、これから創業する方や、創業して5年経っていない方です。

※江南商工会議所では、この事業に限らず創業などのご相談ができます。

金融・融資の専門相談も
(月1回・要予約)

この事業を受けた方への優遇支援（証明書が必要）

1. 会社を設立する場合、登録免許税が1/2に軽減される。

これから創業する方、創業して5年経っていない個人が、株式会社、合名会社、合資会社または合同会社を江南市内で設立する場合が対象です。※最低税額があるため、必ず1/2になるものではありません。

2. 融資を受ける金額の上限が拡大、早くから申込みができる。

「創業等支援資金」「創業関連保証」(愛知県・愛知県信用保証協会)の特例。それぞれ3,000万円、1,500万円(他制度と併用で3,000万円)まで限度額が拡大し、創業の6か月前から利用できるようになります。創業していても5年経っていない方は対象です。※担保不要、法人代表者以外は原則保証人不要の制度です。

3. 融資が申し込みやすくなる。

「新創業融資制度」(日本政策金融公庫)を利用するための要件の一部が不要となり、これから創業する方や、創業して税務申告を2期終えていない方であれば利用できるようになります。※この融資制度は、日本政策金融公庫で「新規開業資金」などの融資を申し込む際に、担保・保証人が不要となる特例措置です。

4. 補助金に応募できる。

「創業・事業承継補助金」(中小企業庁)に応募できるようになります。(別途要件、必要書類などがあります)※平成28年度(創業・第二創業促進補助金)の募集は終了しています。平成29年度の募集は平成29年4月ごろになる見込みです。

※上記は平成28年12月現在の内容で、法改正などにより変わることがあります。

なお、証明書を持っていれば必ず優遇が受けられるものではありません。各制度の詳細については別途ご確認ください。

お問合せ先は裏面
をご覧ください

お問合せ

<ul style="list-style-type: none"> ●「特定創業支援事業」について ●優遇支援全般について ●創業に関するご相談、 その他の支援事業について 	<p>江南市役所 商工観光課 江南市赤童子町大堀 90 TEL 0587-54-1111(内線 337)</p> <p>江南商工会議所 特定創業支援事業を受ける方 江南市古知野町小金 112 (江南商工会館 2F) TEL 0587-55-6245</p>
<ul style="list-style-type: none"> ●会社設立(法人登記)申請、 登録免許税について 	<p>名古屋法務局 本局(法人登記部門) 名古屋市中区三の丸 2-2-1 (名古屋合同庁舎第 1 号館) TEL 052-952-8111</p>
<ul style="list-style-type: none"> ●「創業等支援資金」、 「創業関連保証」について 	<p>愛知県信用保証協会 総合相談室 名古屋市中村区椿町 7-9 TEL 0120-454-754</p>
<ul style="list-style-type: none"> ●「新創業融資制度」について 	<p>日本政策金融公庫 一宮支店 一宮市大志 2-3-18 TEL 0586-73-3131</p>
<ul style="list-style-type: none"> ●「創業・事業承継補助金」 について 	<p>中部経済産業局 新事業支援室 名古屋市中区三の丸 2-5-2 TEL 052-951-2761</p>

